

○枚方市都市計画審議会条例施行規則

平成12年5月10日

規則第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市都市計画審議会条例（平成12年枚方市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 条例第3条第2項第1号及び第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 条例第4条の臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、その職を解くものとする。

(会議の招集)

第3条 会長は、審議会を招集しようとするときは、委員（会議に係る臨時委員を含む。）に対し、会議の日時、場所、会議に付すべき事項その他会議に必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。

(会議録)

第4条 議長は、審議会の議事について次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 会議の内容

(幹事)

第5条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を掌理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 枚方市都市計画審議会設置条例施行規則（昭和44年枚方市規則第33号）は、廃止する。